

令和六年政令第十四号

令和六年能登半島地震による災害について
の非常災害の指定に関する政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律
(平成二十五年法律第五十五号) 第二条第九号の
規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律第二条第
九号の非常災害として、令和六年能登半島地震
による災害を指定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。